

改正

平成28年8月26日細則第1号

平成29年5月22日細則第1号

足寄町住環境・店舗等整備補助金（住宅改修等工事）交付要綱実施細則

（趣旨）

- 1 この細則は、足寄町住環境・店舗等整備補助金交付要綱（平成27年要綱第27号。以下「要綱」という。）別表に掲げる住宅改修等工事を対象とした補助金交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 2 住宅改修等工事とは、次に掲げるものをいう。
  - （1） 町内建設業者の施工により、既に住宅及び店舗が建っている敷地に、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）の基準に適合する建築物を建築することによって床面積を増加させる増築工事
  - （2） 町内建設業者の施工により、建築物の一部を除却し、また、これらの部分が災害等によって滅失したときに、引き続いて従前の用途、規模、構造が著しく異ならないものを建築する改築工事
  - （3） 町内建設業者又は町内関係業者の施工により、居住する住宅及び営業する店舗において、生活及び営業の支障となるものを除去し、又は安全性の向上を目的として行うバリアフリー改修工事
  - （4） 町内建設業者又は町内関係業者の施工により、居住する住宅及び営業する店舗において、建築物の耐久性、機能や性能の向上を目的として、修繕、補修、補強、設備更新等を行う工事

（補助金の交付対象者）

- 3 補助金の交付対象者において、次に掲げるいずれかに該当するものは交付対象から除く。
  - （1） 移転補償を受けるもの

(2) 補助対象工事等のうち、新築工事及び耐震改修工事による補助金の交付を受けているもの

(補助対象経費)

4 補助の対象となる費用は、10万円以上の住宅改修等工事に要する費用とする。ただし、町内の公共下水道整備計画区域内において、合併処理浄化槽を設置する場合にあっては、その費用を除く。

(補助金の額)

5 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 補助金の額は150万円を上限とする。

(2) 20万円以内の補助対象工事にあつては、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、20万円を超える補助対象工事にあつては、補助対象経費から20万円を除いた額に8分の1を乗じて得た額に10万円を加算した額とする。ただし、足寄町住環境・店舗等整備補助金（住宅等購入）交付要綱実施細則（平成27年細則第12号）による補助金の交付を受けているときは150万円からその額を除いた額を上限とする。

(3) 足寄町定住促進住宅建設補助金交付要綱（平成23年要綱第13号）、足寄町住環境整備補助金（新築工事）交付要綱実施細則（平成24年細則第1号）、足寄町住環境整備補助金（住宅改修工事）交付要綱実施細則（平成24年細則第3号）、この細則による補助金の交付を受けているときは150万円からその額を除いた額を上限とし、補助対象経費に8分の1を乗じて得た額とする。

(4) 補助金の算出にあつては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

6 要綱第5条の補助金の交付申請には、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 工事請負契約書又は見積書の写し

(2) 工事内容の内訳が分かる書類

(完了報告)

7 要綱第8条の完了報告には、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 工事施工前後の写真

(2) 領収書の写し

(3) 交付決定時の住所に変更が生じる交付決定者にあつては住民票謄本

(4) 店舗を賃貸借契約により賃貸又は賃借する者にあつては賃貸借契約書の写し

## 附 則

(施行期日等)

1 この細則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(災害時の特例)

2 自然災害により災した住宅（以下「被災住宅」という。）の住宅改修等工事にかかる補助金の額は、150万円を上限とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

なお、第5項第2号ただし書及び第3号については適用しない。

3 自然災害により家具、家庭用電気機械器具等が損傷を受けたと認められるとき、又は流失、埋没若しくは焼失したときは、これらに代わる物品の購入も補助対象とする。ただし、被災住宅から町内に転居をする場合の補助金の額は、50万円を上限とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

4 附則第2項及び第3項の規定については、平成28年台風第7号及び第11号による被害に限り、要綱第1条に規定する町内建設業者及び町内関係業者の要件は適用せず、要綱第2条第2号の規定についてはこの限りではない。

5 前項に定める被害のほか、町長が特に認める被害については、前項の規定を適用する。

附 則（平成28年8月26日細則第1号）

この細則は、平成28年8月26日から施行し、平成28年8月17日から適用する。

附 則（平成29年5月22日細則第1号）

この細則は、公布の日から施行し、平成29年4月18日から適用する。